

平成28年8月29日

生命保険窓販商品の追加

－ **三井住友海上プライマリー生命の一時払終身保険『やさしさ、つなぐ』** －

＜正式名称：通貨選択型特別終身保険＞

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成28年8月29日（月）から、一時払終身保険『やさしさ、つなぐ』（引受保険会社：三井住友海上プライマリー生命保険株式会社）の販売を開始いたします。

充実した生命保険窓販商品のラインナップにより、今後もお客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1. 商品名

『やさしさ、つなぐ』＜正式名称：通貨選択型特別終身保険＞（引受保険会社：三井住友海上プライマリー生命保険株式会社）

2. 販売開始日

平成28年8月29日（月）

3. 商品概要

『やさしさ、つなぐ』の主な特徴

＜1＞ご契約後、すぐに生存給付金*1をお受取いただけます。

- ・ ご契約日の翌日（2回目以降は毎年の契約応当日の翌日）の生存給付金支払日から生存給付金をお受取いただけます。
- ・ お客さまのニーズに応じて、生存給付金の支払回数をお選びいただけます。

*1 生存給付金支払日以降に不備のない請求書類が三井住友海上プライマリー生命に到着した日の翌日を含めて5営業日以内に生存給付金をご指定の口座へお振込みいたします。

＜2＞生前贈与をスムーズに行うことができます。

- ・ 生存給付金の受取人を「ご家族」にすることで生前贈与をすることができます。
- ・ 外貨建の契約でも、生存給付金額の上限額を円で設定できるため、暦年課税の基礎控除を活用することができます。
- ・ 贈与契約書を用意する必要はありません。

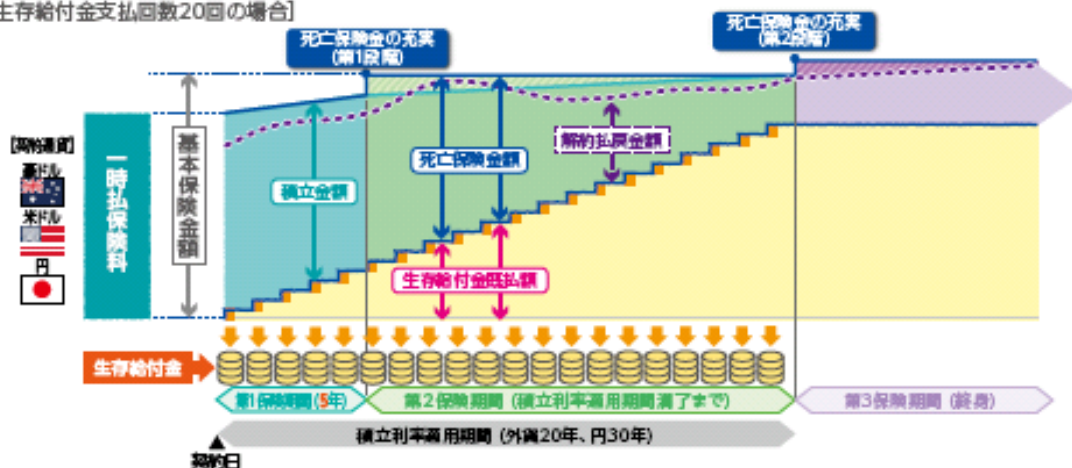
＜3＞一時払保険料を上回る保障があります。

- ・ 生存給付金の総額と死亡保険金額の合計は、契約通貨建で一時払保険料を上回ります。

『やさしさ、つなぐ』の商品概要

イメージ図

〔生存給付金支払回数20回の場合〕



※ 上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

主なお取扱について

契約通貨		豪ドル	米ドル	円
一時払保険料	最低保険料	5 万豪ドル (1 豪ドル単位)	5 万米ドル (1 米ドル単位)	500 万円 (1 万円単位)
	最高保険料	基本保険金額が 5 億円となる保険料 (外貨の場合は円換算)		
契約年齢		0 歳～90 歳		0 歳～85 歳
保険料の払込方法		一時払のみ		
積立利率適用期間		契約日から 20 年		契約日から 30 年
保険期間 (終身)	第 1 保険期間	契約日から 5 年		
	第 2 保険期間	契約日の 5 年後から積立利率適用期間満了まで		
	第 3 保険期間	積立利率適用期間満了後、終身		
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度 (お申込みの撤回・契約の解除) の対象です。		
主な特約		円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、生存給付金円支払特約、遺族年金支払特約、指定代理請求特約		

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■市場リスクについて

積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

■預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

- ご契約時にご負担いただく費用
ご契約時にご負担いただく費用はありません。
- 第1保険期間中および第2保険期間中にご負担いただく費用
 - ・積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率の上下 1.0%の範囲で会社が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。
 - ※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
 - (1) 積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利
 - (2) 生存給付金支払回数×0.5年(端数年は切り捨てます。)および契約通貨に応じた指標金利
- したがって、積立利率適用期間中は下記以外に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。
- ・第2保険期間は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示していません。
- 第3保険期間中にご負担いただく費用
 - ・第3保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。
- 外貨で契約を締結することで生じる費用
 - ・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
 - ・一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円で受取る場合または生存給付金を円で受け取る場合のレートは、仲値(TTM)に対し、次のとおりとなります。

円入金特約により、円で保険料を入金する場合の 円入金特約レート(TTS)	TTM+50 銭
外貨入金特約により、契約通貨と異なる外貨で 保険料を入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM+25 銭)÷ (払込通貨の TTM-25 銭)
円支払特約により、円で保険金等を受取る場合、または生存給付金円支払特約により、 生存給付金を円で受取る場合の円支払特約レート(TTB)	TTM-50 銭

●遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が 10 年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

【解約控除率】

＜契約通貨が外貨の場合＞

契約日からの 経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上
解約控除率	8%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	0%

＜契約通貨が円の場合＞

契約日からの 経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上
解約控除率	5%	4.5%	4%	3.5%	3%	2.5%	2%	1.5%	1%	0.5%	0%

※通貨選択型特別終身保険『やさしさ、つなぐ』の主な特徴を記載したものです。

詳しくは「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」等をご確認ください。

●ご注意いただきたい事項

- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」は保険会社の商品です。このため預金等とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、元本の返済や利息の支払が保証されておりません。
- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」をご契約の際には、「ご契約のしおり・約款、（定款）」、「契約概要・注意喚起情報」または「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」、「特別勘定のしおり（変額商品のみ）」を必ずご覧ください。
- ・当行（募集代理店）の行員（生命保険募集人）は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからのお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込み状況等によっては、お申込みいただけない場合がございます。
- ・引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡保険金額・解約返戻金額が払込保険料を下回るリスクがあります。
- ・保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」等をご確認ください。
- ・保険会社への保険料のお支払いについて、保険料お支払いの猶予期間中に保険料のお支払いがない場合、ご契約は失効したり自動振替貸付が適用されます。（保険商品や保険料お支払い状況によって異なります。）失効した場合、保険金や給付金の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」等をご確認ください。

以上